第1章 イランの政治動向

1-1.イランの国内政治の動向

(1)イランの政治体制

イラン・イスラム共和国 (The Islamic Republic of Iran) は、ホメイニ師が主導した イラン革命によりパーレビー王政を倒して 1979 年 4 月に成立した国家である¹。このイラ ン革命後から今日まで、「ベラーヤテ・ファギーフ」と呼ばれるイスラム聖職者・法学者に よるイラン独特の統治体制が続いている。

図1-1には現在のイラン・イスラム共和国の統治機構を示している。イランはイスラム教を国家体制の基礎に置いており、「最高指導者」と呼ばれるイスラム教の聖職者のトップが国家の最高権力者になっている。最高指導者は86名のイスラム法学者からなる「専門家会議」(任期8年)により選出される。専門家会議の議員は国民により選挙で選ばれ、最高指導者から信任されることになっている。

「大統領」(任期4年で再選は一度に限り認められる)と「国会」の議員(定員290名で任期4年)は国民による選挙で選ばれる。大統領は最高指導者によって認証され、かつ国会による信任を受ける。また、「内閣」は大統領によって指名され、国会による信任を受けることとなっている。

このように、最高指導者は間接選挙で、大統領と国会議員は直接選挙により国民から選ばれることになっているものの、最高指導者は憲法上、絶大なる権限を有している。まず、通常の共和国であれば大統領が国軍の最高司令官を務めることになっているが、イラン・イスラム共和国では大統領ではなく、最高指導者が国軍の最高司令官を務めている。そして、最高指導者は(パーレビー王政時代の軍組織を引き継いだ)「共和国軍」の統合参謀総長および国内の治安を担当する「革命防衛隊」の司令官を任命する。

また、最高指導者は「司法府長官」を任命する。そして、この司法府長官が「最高裁判

1978年1月 イラン国内のシーア派の聖都コムで起きた反政府暴動が全土に拡大。

1978年 12月 全国で 2,000万人の大規模デモ。

1979 年 1 月 パーレビー国王、パリに亡命。

1979年2月1日 ホメイニ師、亡命先のパリから帰国。

1979年2月11日 バクチアル首相辞任。王政崩壊。

1979年3月 国民投票で共和制への移行が承認される。

1979年4月1日 「イスラム共和国」の成立を宣言。

¹ イラン・イスラム共和国成立に至るまでの経緯を以下、簡単に記す。

→ : 指名

所裁判官」と「検事総長」を任命することになっている。それゆえ、最高指導者は司法の分野でも実権を握っているといえる。さらに、最高指導者には「マスメディア庁長官」を任命する権限が与えられており、イラン国内の報道機関に対する一定の影響力をも有している。

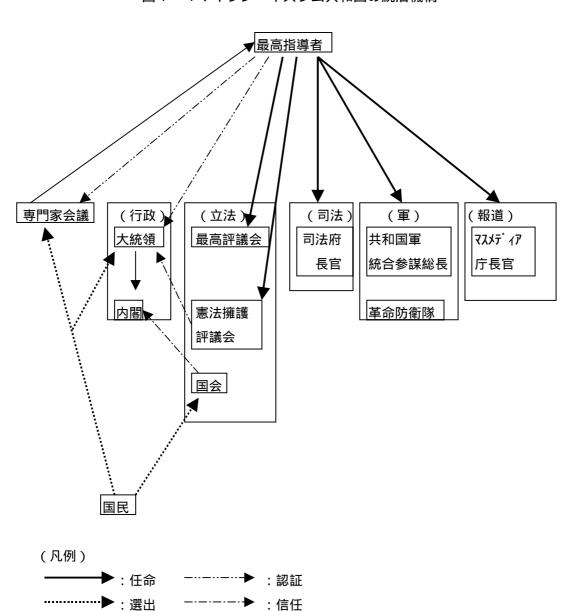


図1-1.イラン・イスラム共和国の統治機構

(出所)大西 圓著、『イラン経済を解剖する』、日本貿易振興会、2000年、 p 12 等より作成。

最高指導者は軍事・司法の実権を握ると同時に、立法と行政の分野でも大きな権限を有している。まず、立法の分野では、「憲法擁護評議会」と「最高評議会」が設置されている。 憲法擁護評議会は12名の評議員で構成され、このうちの6名が宗教法学者で最高指導者によって任命され、残りの6名はイスラム教徒である法律学者で司法府長官の推薦に基づき国会が選出することになっている。なお、評議員の任期は6年である。

最高評議会は宗教法学者である 12 名の評議員で構成され、最高指導者によって任命される。国会を通過した法案は、憲法擁護評議会によるイラン憲法に違反していないかどうかの審査を経て初めて法律として成立する。国会が憲法擁護評議会の決定に異議を唱えた場合には、最高評議会が調整を行うことになっている。また、行政の分野でも最高指導者は、大統領任命書の認証とともに、大統領を罷免する権限が与えられている。

大統領は、最高指導者の権限とされている以外の事項についての行政権を持つに過ぎないために、その権限は最高指導者と比べると比較にならないほど小さいものとなっている。 現在のイランは 1979 年のイラン革命の結果成立した国家であり、イスラム教の価値を至上のものと考えている。 大統領と国民会議議員が国民の直接選挙で選出されてはいるが、 その行政権と立法権は、イスラム教の戒律を逸脱しないように、強大な権限を有する最高指導者によって制約されているわけである。

後述するように、1997年7月以降、ハタミ大統領の下、いわゆる改革派勢力が国民の支持により急速に勢力を伸張してきた。しかし、大統領の統治には上述の制約・限界が存在しており、最高権力者は統治機構上、「最高指導者」であることに留意する必要がある。

(2)ホメイニ師からハタミ政権登場まで

このようなイランの政治体制がこれまで政治・経済にどのような影響を与えてきたかを 以下詳述する²。

1979年2月に革命が成功した時点では、イラン国内の政治諸勢力は「王政の打倒」でまとまっていたものの、その後はマルクス主義、民族主義、イスラム主義などの間で主導権を巡る権力争いが展開されていた。1981年末になってハメネイ大統領、ムサヴィ首相による行政府が成立したことで、イスラム共和党が立法、行政、司法の三権をすべて掌握し、ここにホメイニ師の説く「ベラーヤテ・ファギーフ」の基礎が固まった。

² 『ニュースと分析 中東経済特別号 世界産油国レポート・シリーズ 2:中東産油国編 』、(財)中東経済研究所、No.137、1991年12月5日、pp41-45。

最高指導者に就任したホメイニ師は、「イスラム法の施行による公正なる社会の建設」と「イスラム自体の敵に対する大同団結」を主張した。1980年9月にはイラク側の先制攻撃により、イラン・イラク戦争が勃発した。ホメイニ師はこのイラン・イラク戦争を「信者と不信心者との戦い」および「イスラムを守るための戦い」と見なしていた。フセイン大統領の率いるイラクのバース党体制はアラブ民族社会主義を主張しているが、民族主義は西洋に起源を持ち、イスラムに敵対するものと見なしたわけである。

革命政権樹立直後のイランは自国の存立とイスラムの大義のために、イラクとの戦いに全力を尽くした。そして、軍事が優先されたためにイランの国内経済は疲弊した。また、イランと国交を断絶した米国がイランを敵視して経済制裁を実施したこともイランの国内経済の疲弊に拍車をかける結果となった。

国連の勧告と仲裁によりイラン・イラク戦争は 1988 年 9 月に終結した。翌 1989 年 6 月 にイラン・イスラム共和国の初代最高指導者ホメイニ師は死去した。ホメイニ師の在職中のイランは「イスラム革命の情熱」が先行し、国内経済が軽視された時代といえる。

ホメイニ師の後任の最高指導者にはハメネイ大統領が昇格、そして、後任の大統領には ラフサンジャニ国会議長が就任した。最高指導者ハメネイ師の下でイランは対外関係と経 済に関して「現実に即した姿勢」を取ることになる。何よりも、革命で悪化した諸外国と の関係改善と対イラク戦争で疲弊した国内経済の立て直しが重要な課題となった。ラフサ ンジャニ大統領の下で、1990年初めには第1次5ヶ年経済計画(1989年~1993年)第2 次5ヶ年経済計画(1995年~2000年)が策定され、具体的な数値目標を掲げてイランの国 内経済の再建に着手することになった。

経済計画の中では、雇用創出、そしてそれを達成する手段としての外資導入が目標として挙げられている³。このような外資導入策はイランと諸外国との関係改善を前提とするものであるために、ホメイニ師の説いた革命路線を忠実に継承すべきであると主張する保守派と現実的な対外関係および経済運営の重視を主張する勢力との対立が生まれることになった。さらに、経済復興への要請とともに 1979 年のイラン革命から年月を経て、一般国民の間に文化社会的制約に対する倦怠感・不満感が生じ、若年層の増大による価値観の変容などにより、改革への期待が高まることとなった。

-

³ イランの経済復興の課題については第2章で、石油・ガス部門の外資導入については第3章 で詳述する。

(3) ハタミ大統領の登場と国会議員選挙における改革派の勝利

1997年5月に第7期大統領選挙が実施され、穏健派と左派が支援したモハンマド・ハタミ元イスラム指導相が2,008万票(得票率69%)を獲得して、ハメネイ最高指導者を前面に担いで当選が本命視されていたナーテグ・ヌリー国会議長(得票率25%)ら3人の候補を破って地滑り的な勝利を収めた。ハタミ氏が大統領選挙に当選したのは以下の2つの背景があると考えられる4。

- (1) イランの一般国民の間に文化社会的制約に対する倦怠感・不満感、加えて若年層の 増大による価値観の変容の存在。
- (2) ラフサンジャニ前大統領がハタミ氏を支援したこと。

女性有権者および 1979 年のイラン革命の実体験のない若年層の圧倒的な支持を得て当選したハタミ大統領は 1997 年 8 月の就任以来、「法の支配」、「言論の自由」、「市民社会の形成」等の従来のイスラム指導者には見られなかった斬新な政治理念を打ち出し、多様な価値・言論を容認して複数政党制を導入する等の国内改革に着手した。ハタミ政権成立後には、イラン国内での新聞・雑誌・書籍の発行が勢いを増し、さらに、映画・演劇・音楽等の芸術分野での活動が活性化した。

2000年2月と5月の2回に分けて第6期国会議員選挙が実施された。これに先立つ1999年12月に立候補者の登録が行われ、この時点で6,659名が立候補を表明した。2000年2月初めに選挙監督委員会(保守派の勢力下にある憲法擁護委員会の直轄下にある)は立候補者の最終的な資格審査を行い、576名を失格、6,083名の立候補を認めた。全体の約8%の立候補者が失格となったが、これは大方の予想よりもはるかに少ないものだった。

2000 年 2 月 18 日に実施された第一次投票では、定数 290 議席のうち 220 議席が確定したが、ハタミ派(改革派)が 130 議席(獲得議席数全体の 59%)、中間派が 9 議席(同 4%)を獲得し、保守派が 54 議席(同 24.5%)を獲得するにとどまるという「広義の」改革派の大勝利となった。第一次投票では 52 選挙区 65 議席で 25%の最低得票率を超える候補者が出ず、2000 年 5 月 5 日に第二次投票が行われた。その結果、ハタミ大統領を支持する改革派が定数 290 議席のうち 220 議席(全体の 76%)という圧倒的多数を占めることとなった。

国会におけるこのような改革派の大躍進に危機感を抱いた保守派はこれに対抗する措置

⁴松永泰行、「第6期国会選挙後のイラン内政の現状と今後の展望」、『中東研究』、2000年3月

号、(財)中東調査会、p2。

を取っている。まず、第一次投票で改革派の勝利が確実となった 2000 年 4 月には司法府が 大多数の改革派系新聞を発禁処分とした。また、第 6 期国会が開会してから改革派は、イ ラン憲法に対する批判や反体制派による新聞発行をも可能にする報道監視法改正案を国会 に提出していたが、2000 年 8 月に八メネイ最高指導者は国会に対して同法案の審議中止を 命じる書簡を送付した。改革派は最初はこの八メネイ書簡に反発したものの、最終的には これに従う姿勢を見せた。

しかし、改革派は学生集会等に対する暴力的干渉を防止するために警察・民兵組織の大学構内立ち入りを禁止する法案を国会で可決し、保守派に対抗した。現在、この報道監視法改正案(報道の自由)を巡って国会(改革派)と憲法擁護評議会(保守派)との意見の対立が激化しており、最高評議会(議長・ラフサンジャニ前大統領)が調停に乗り出した。

このように、現在のイランの国内政治は「保守派と改革派の対立」という図式で捉えることが可能であるが、実態はもう少し複雑である。最高指導者ハメネイ師とハタミ大統領はイスラムの価値を守ることに関してはある意味では意見が一致している。一方、保守・改革両派にはそれぞれ急進的なグループが存在しており、それらの急進的なグループが先鋭化して反対グループとの対立激化を生じている。したがって、過度の対立激化による体制の不安定化をさけるため、ハメネイ師は保守派内の急進的グループを、ハタミ大統領は改革派内の急進的グループの先鋭化を抑制する必要も生じているといわれている。

さらに、改革派・保守派の両派とも現実的な経済運営能力が乏しいという問題点が指摘されている。そのために、イラン・イラク戦争の復興期から経済運営を手がけていて経済 実務能力が豊富なラフサンジャニ師が率いる勢力がその重要性を強めている。

現在のハタミ政権ではラフサンジャニ師はハタミ大統領を支援し、経済運営にあたって は同師のグループが主要経済閣僚ポストを担当するなど実務面で支えている。したがって、 今後の政治動向を左右するポイントのひとつは、このラフサンジャニ勢力の政権内におけ る改革派あるいは保守派との関わり(協力関係)となろう。

今後のイラン国内政治を占う上で最も注目されるのは 2001 年 5 月の大統領選挙である。 ここではハタミ大統領が再選のために出馬するかどうかがひとつのポイントとなろう。現 在の国民の人気の高さから見て、ハタミ大統領が出馬すれば当選はほぼ確実と見られるが、 万一出馬しない場合には選挙の行方は全く混沌としてくる。 ハタミ大統領は 2000 年 7 月末に次回の大統領選挙に出馬する旨を述べた⁵。これに対して保守派はハタミ大統領の出馬表明が早すぎるのは他の候補者にとって不利になるとクレームをつけた。保守派の新聞報道では、対抗馬として穏健派(純粋な保守派ではない)ラフサンジャニ前大統領(現最高評議会議長) ベラヤチ前外相(現最高指導者外交顧問)カルバスチ前テヘラン市長等が挙げられているものの、すべて本人により否定されている。このような新聞報道を保守派によるハタミ大統領再選防止のための撹乱戦法であるとする見方も一部では出ている。保守派の独自候補としては 2 名の女性候補が出馬を表明しているもの、知名度がないためにハタミ大統領を破っての当選は極めて困難であると見られている。

しかし、ハタミ大統領の再選のあるなしにかかわらず、全体としての国民の改革路線の 支持、改革派、保守派、それにラフサンジャニ派グループを含めた権力闘争の存在という 構図は残り続けると見られる。これとともに、改革を求める大学生達の運動も活発化して いることで保守派を支持する集団との衝突も起こっている⁶。

このように、大統領選挙ならびに改革派を支持する学生とそれに反対する集団との対立 等、イランの国内政治動向に関しては今後の展望はまだ不透明な部分もある。しかし、現 在のイランの国内政治において一般国民が広いレベルで政治参加を果たし、その政治参加 が改革派の伸張を支えているという事実は今後を展望していく上で極めて重要であろう⁷。

1 - 2 . ハタミ政権の外交政策

ハタミ大統領は1997年8月の就任以来、欧米諸国には「文明間の対話」、また、中東諸国に対しては「緊張緩和」を呼び掛けて、イラン革命以来関係が悪化していた国々との関係改善に向けた動きを見せている。ここでは、現在のイランと「アラブ等の近隣諸国」、「欧州諸国」、「米国」それぞれとの関係について述べることとしたい。なお、イランと日本との関係については「第5章 わが国へのインプリケーション」のところで述べる。

⁵ 野草健、徳原透、「国別定期報告イラン 2000年7-9月」(財)中東経済研究所、pp9-10.

⁶ 2000 年 8 月末にはロレスターン州の州都ホッラマハバードで死者 1 名、負傷者 100 人以上を 出す大規模な騒動が発生した。(野草健、徳原透、「国別定期報告イラン 2000 年 7 - 9 月」(財) 中東経済研究所、p13.)

⁷ 松永論文参照。

1 - 2 - 1 . 対アラブ等の近隣諸国との関係

イランは歴史的にみても中東地域の大国であり、パーレビー王朝時代には米国との密接な関係の下、同地域の覇権をうかがっていた。また、イランはイラクとの国境地帯に居住しているクルド人に対して支援を行い、イラクに対して国境交渉の面でもあつれきが存在していた。こうした中、中東アラブ諸国はイラン(ペルシャ人の国)に対してもともと警戒感を有していたともいえる。特に1979年にイラン革命が発生すると、「革命の輸出」を訴えるイランに対して湾岸の王制・首長制諸国は脅威を感じた。

おりしも 1980 年 9 月にイラクの先制攻撃でイラン・イラク戦争が始まると、サウジアラビアやクウエートを始めとする湾岸アラブ諸国は、

- (1) イラン革命が自国に波及して現体制が危機にさらされることへの不安
- (2) イラクが戦勝国となる見込み
- (3)ペルシャ人の国イランに対抗するアラブ・ナショナリズムのメンタリティ

以上3点から、イラクに対する財政的・軍事的支援を行った。

1981年5月には、サウジアラビア、クウエート、バーレーン、カタール、アラブ首長国連邦、オマーンの湾岸アラブ6ヶ国が「湾岸協力会議(Gulf Cooperation Council: GCC)」を設立し、イラクへの支援とイランへの敵対姿勢を鮮明にした。さらに、1985年10月にはGCC共同軍「半島の盾」を設立した。

イラン・イラク戦争は 1988 年 8 月に停戦合意がなされたが、イランとサウジアラビアを筆頭とする湾岸アラブ諸国との関係改善はなかなか進展しなかった。しかし、大統領就任後、アラブ諸国との「緊張緩和」を訴えたイランのハタミ大統領は、「イスラム諸国会議機構(Organization of the Islamic Conference: OIC)」の首脳会議を 1997 年 12 月にテヘランで開催し、24 項目からなるテヘラン宣言をまとめた。この首脳会議はアラブ諸国との関係改善・緊張緩和のきっかけとなった。OIC での成果を受けて、1999 年 5 月にハタミ大統領はシリア、サウジアラビア、カタールを公式訪問した。サウジアラビアには 1999 年 10 月にナーテグ・ヌリー国会議長も訪問し、11 月にはテヘランでサウジアラビアの産業見本市が開催された。このようにハタミ大統領の対アラブ外交は一定の成果を挙げており、特に最大の産油国サウジアラビアとは、1998 年以降の OPEC 内の減産政策をイラン・サウジアラビアがともに主導する等の関係改善が進んだことは注目される®。

⁸ イランとサウジアラビアとの石油政策面における関係改善については、藤田正行、「OPEC・非OPEC 協調減産政策を巡る諸問題と今後の行方」(日本エネルギー経済研究所、国際エネルギ

また、イランはこれまでアラブ首長国連邦との間でホルムズ海峡付近のアブムサ、大トンブ、小トンブの領有を巡って対立し、サウジアラビアおよびクウエートとの間で中立地帯付近にある Dorra (ドラ)沖合ガス田の領有を巡って対立していたが、イランと湾岸諸国との関係改善はこれら国境線を巡る緊張緩和にも役立つと考えられる。

2000年5月にイランはDorra沖合ガス田の掘削をサウジアラビアとクウエートの抗議を受けて中止している⁹。その後、2000年7月初めにサウジアラビアとクウエートは中立地帯において国境線を確定する協定に調印した¹⁰。これら両国はこの協定をイランとの中立地帯における国境線確定に関する交渉を行うための第一のステップと位置付けている。そして、2000年7月末にはイランとクウエートとの間で中立地帯での国境線確定に関して基本合意がなされた¹¹。こうして、イランと湾岸アラブ諸国の関係改善は徐々に進展しつつあるのが現状である。

2000 年 9 月末にはベネズエラで開催された OPEC サミット会議の機会にイラクのラマダーン副大統領からの申し込みにより、同副大統領とハタミ大統領との会談が実現した¹²。これに先立つ9月 22 日のイラン・イラク開戦 20 周年記念日にハタミ大統領が軍の式典で、「イランは平和を愛し、戦争を以前もこれからも自ら行うことはない」という趣旨の発言をし、そして、このハタミ大統領の演説をイラクの支配政党であるバース党の機関誌が引用するというように、両国間で関係改善に向けた雰囲気が出ていた。ハタミ大統領とラマダーン副大統領はお互いに会談後の記者会見において「両国関係の改善について協力する」旨を話し合ったと発表した。しかしながら、イラン国内でイラクに本拠を置く反体制派のMKO の活動は依然として継続しており、この会談が行われた前日にはイラクのバース党のスパイ 12 名が逮捕されて、そのうちの 7 名に死刑判決が出たとの報道もあり、イラン・イラク関係の改善は急速に進むとは考えにくい。

最後に、アラブ諸国ではないがイランにとって重要な近隣諸国であるトルコおよびロシアとの関係について述べておきたい¹³。2000 年 8 月にイランの外務次官がトルコを訪問した際に、トルコ側はトルコ・イラン関係の改善は、トルコ政府が現在行っている「分離派のクルド人反逆者」および「過激派イスラム教徒」との戦いをイランが支援するかどうか

⁻動向分析、1999年12月号)を参照のこと。

⁹ Middle East Economic Survey[以下、「MEES」と記す], 2000.5.22,pA10.

¹⁰ MEES, 2000,7.10,pA10.

¹¹ MEES, 2000.7.31,pA13.

¹² 野草健、徳原透、「国別定期報告イラン 2000年7-9月」(財)中東経済研究所、pp7-8.

¹³ 野草健、徳原透、「国別定期報告イラン 2000年7-9月」(財)中東経済研究所、pp8-9.

にかかっていると述べた。また、ハタミ大統領によるトルコ大統領のイランへの公式招聘 については、イラン側の対応により両国関係が改善すれば受諾すると述べている。

イランとロシアとの間では関係の強化が図られている。両国大統領による相互訪問が2001年に計画されている。さらに、両国は原子力発電と石油・ガス輸送分野での協力を確認している。だが、ロシア原子力省の研究機関がイランへのレーザー技術の供与を進めていたところ、米国が同技術が核兵器製造にも転用可能としてロシア側に圧力をかけ、最終的に契約中断に追い込むという事態が起きた。イランとロシアが軍事分野での協力を進めていると米国が認識するならば、今後のイラン・米国関係改善の動きにも少なからぬ影響を与えることとなろう。

1 - 2 - 2 . 対欧州諸国関係

イランと欧州諸国との関係悪化のきっかけは、1997 年 4 月に「ミコノス事件(1992 年にドイツのベルリンで起きたクルド人のイラン反体制活動家の暗殺事件)」に関してベルリン上級地裁がイラン政府指導部の関与を認定したことにある。これを受けてギリシャを除くEU14 ヶ国とイランが相互に大使を召還する事態に発展した。しかし、1997 年 11 月には、双方が大使を帰任させて関係の正常化が図られるとともに、1998 年 2 月になると二国間の閣僚訪問が再開された。さらに、1998 年 9 月には英国との間で「ラシュディ問題(『悪魔の詩』の著者サルマン・ラシュディ氏に対して故ホメイニ師が死刑宣告した事件)」に関して、イラン政府は「ラシュディ氏に対する死刑の実行や死刑実行者に対する懸賞金には一切関与しない」と発表したことを受けて、政治決着が図られ、関係正常化への道筋がつけられた。

ハタミ大統領は 1999 年 3 月にイタリア、1999 年 10 月にフランス、2000 年 7 月にはドイツを公式訪問し、政治面だけでなく経済面での関係強化を図っている。米国政府による対イラン経済制裁のために対イラン投資が事実上不可能な米国企業をよそに、欧州企業は対イラン投資を積極的に行おうとしている。特に、フランス企業とイタリア企業は米国のILSA¹⁴をよそに、イランの石油・ガス開発プロジェクトの契約を調印、その一部はすでに実施されているが、これに関しては米国政府も ILSA の適用を事実上見送る決定を行っている¹⁵。

-

¹⁴ Iran-Libya Sanction Act: ILSA: 1996 年 8 月に成立したイランの石油・ガス開発に年間 4,000 万 \$ 以上(その後年間 2,000 万 \$ 以上に引き下げ)投資した企業(米国企業だけでなく外国企業も対象)に制裁を加えるという法律。

¹⁵ 欧州企業によるイランの石油・ガス部門への投資とそれに対する米国の対応については第3章および第4章を参照のこと。

イランは自国の経済の再建・発展のために外国資本の導入を必要としているため、米国が対イラン経済制裁を実施しているにもかかわらず、自国への投資を行っている欧州企業を重要視している。したがって、今後とも欧州企業を重要なビジネス・パートナーと見なしていくと考えられる。

1 - 2 - 3 . 対米国関係

パーレビー王政時代には良好だったイランと米国との関係は1979年2月のイラン革命を 契機にして一気に悪化した。1979年11月のイラン人学生による在テヘラン米国大使館占 拠・人質事件を経て、1980年4月に米国はイランと国交を断絶するとともに、イランの在 米資産を凍結した。その後、レーガン(1981年1月就任)、ブッシュ(1989年1月就任) クリントン(1993年1月就任)の米国歴代政権はイランに対して強硬な姿勢を取り続けた。

米国は 1984 年にイランを「テロ支援国家」に指定し、1992 年にはイラン・イラク武器 拡散防止法を成立させた。また、イランによる(1)国際テロ活動への支援、(2)中東和 平プロセスへの妨害、(3)軍拡(核兵器・大量破壊兵器の保有)を理由として、1995 年 大統領令で対イラン全面禁輸を決定するなどイランに対する封じ込め政策が展開されてきた。

さらに、1996年8月にはイランの石油・ガス開発に年間4,000万 \$ 以上(その後、年間2,000万 \$ 以上に引き下げ)投資する企業に制裁を加えるイラン・リビア制裁法(Iran-Libya Sanction Act: ILSA)が成立した(ILSA は米国企業だけでなく外国企業も対象になるが、欧州の主要国政府・主要企業の反発を受けて、1998年5月に米国政府は欧州企業に対して ILSA の適用を見送るという決定を行っている。)。

このように、イラン・米国関係は 1979 年のイラン革命以来、冷却したままだったが、ハタミ大統領就任後には改善に向けた動きがイランと米国の双方に少しずつ見られるようになった。まず、イラン側の動きを見ると 1998 年 1 月にハタミ大統領は米国 CNN テレビによるインタビューの中で、イラン指導部としては初めて 1979 年に発生した米国大使館人質事件に関して遺憾の意を表明した。さらに、政府間の対話についてはこれを否定したものの、民間人の交流拡大を呼びかけた。このハタミ大統領の発言を受けて、米国政府は米国人のイラン渡航制限の緩和やイラン人への査証発給手続きの簡素化を実施した。

民間人の交流に関しては、米国のレスリング選手団が 1998 年 2 月にイラン革命後初めてイランに入国してテヘランでの国際大会に参加、さらに 1998 年 9 月にも再びイラン入国を果たすなど一定の成果を挙げつつある。また、1998 年 6 月にクリントン大統領は「イランと互恵主義に基づいた真の和解を求める」と述べた。

しかし、イラン側はハタミ大統領が「米国高官の言葉の調子に幾分変化は見られるが、行動により誠意を示すことを待つ」と述べ、ハメネイ最高指導者が「米国の姿勢は偽善的、政治的企てに等しく、国民はだまされてはならない」と述べたように、米国との政府間対話をあくまで拒否する姿勢を貫いている。それでも、米国はイランが政府間対話に応じるならば、1979年のイラン革命時から凍結されているイランの在米資産の返還問題を協議する用意があると発表して、イラン側の前向きな対応を促すとともに、1998年12月には「麻薬の主要製造・取引国」リストからイランを初めて除外すると決定している。

2000年に入って、イランの国会議員選挙で改革派の圧倒的な勝利が確実になったことを受けて、米国は2000年3月に対イラン経済制裁緩和措置を発表し、イランからのじゅうたんと食料品の輸入を許可した¹⁶。だが、石油に関しては従来通り禁輸が継続されている。

2000 年 8 月末から 9 月初めにかけて、米国とイランは国連を舞台としてお互いの主張を繰り返し述べた¹⁷。国連本部において開催された「世界の国会議長会議」にはイランのカッルビー国会議長が 5 名の国会議員とともに革命後初めて国会議長として国連を訪問した。同議長は 20 ヶ国以上の国会議長と会談したが、その中で非公式とはいえ革命後初めてイランと米国の国会議員が接触したことが注目される。イランと米国との国会議員団の会談の中で、イラン側は米国のイラン政策への非難、代表団メンバーへのビザ発給拒否に対する抗議を行ったとされる。さらに、同議長は米国石油企業の首脳とも面談を行い、米国の石油産業が「米国政府に対して対イラン経済政策の変更を求めている」と発言したのを受けて、米国政府の政策が変わればイランにとって米国との関係改善への障害はなくなると述べた。

2000年9月初めには、ハタミ大統領が国連ミレニアム・サミットに出席した。このミレニアム・サミット直前に開催されたユネスコ主催の「貧困と戦争をなくすための文明間の対話」の円卓会議においてハタミ大統領は基調演説を行った。この時、米国側はハタミ大統領の基調演説が行われることが決まってから、オルブライト国務長官が急遽予定を変更して同会議に出席し、ハタミ大統領の演説を聞いた。さらに、その後のミレニアム・サミットでは、クリントン大統領が自分の演説が終了してからもすぐには退席せず、ハタミ大統領の演説を聞くために会場にとどまった。この他に、アフガニスタン和平問題を討議する関係8ヶ国外相会議の席にオルブライト国務長官と国連総会に出席中のハラジ外相が同席した。そして、オルブライト国務長官は「アフガニスタン和平問題について米国とイランが同様の意見を持っていることがわかった」とのコメントを出している。

¹⁶ MEES, 2000.3.20,pA6.

^{17 「}国別定期報告「イラン」2000年 7-9月」(財)中東経済研究所、2000年 11月。

このように、米国側はイランに対して関係改善のためのアプローチを取っているものの、 ハタミ大統領は米国との国交回復のための条件は以下の4つであると明言した。

- (1) 1953 年のクーデタへの CIA の関与を認めるだけでなく謝罪すること。
- (2)経済制裁の撤廃。
- (3) 在米イラン資産の凍結解除。
- (4) イランへの敵対的政策の廃止。

今回、米国とイランの大統領や外相(国務長官)が国連の会議の場で同席するという機会があったが、米国の基本的な対イラン政策に変化があったわけでは決してない。ハタミ大統領が出した米国との国交回復のための条件に対して、米国政府は正式なコメントを発表していない。さらに、この国連ミレニアム・サミット終了後に米国は以下のような厳しい対応を示している。

- (1) ロシアに対して、核兵器燃料の製造のために使用可能なレーザーシステム技術のイ ランへの売却を中断するように何度も圧力をかけて、最終的に断念させた。
- (2) クリントン大統領がイタリア首相との面談の際に、イタリアがイランと早急に関係 強化を進めることに深い憂慮を示した。

その意味で今後の展開はまだ不透明な部分も多く、次期ブッシュ政権の対イラン政策が注目されよう。